

別紙 1

〔 昭和50年9月22日 薬第509号の2 〕
兵庫県衛生部長から関係業者あて

毒物劇物取扱責任者の業務について

1. 製造作業所等について

製造作業場所、貯蔵設備、陳列場所及び運搬用具について、毒物劇物が飛散し、漏れ、しみ出又は流れ出等に対する点検・管理（規則第4条の4）

2. 表示・着色等について

（1）政令で定められている特定毒物の品質、着色又は表示の基準への適合状況の点検
（法第3条の2第9項）

（2）容器及び被包に表示しなければならない事項の遵守状況の点検
（法第12条）

（3）特定の用途に供される毒物劇物についての販売等の遵守状況の点検
（法第13条及び第13条の2）

3. 取扱いについて

（1）盗難、紛失に対する遵守状況の点検 （法第11条第1項）

（2）製造所、営業所、店舗、研究所外に毒物劇物が飛散し、流れ出し、漏れ、しみ出又はこれらの施設の地下にしみ込むことに対する点検、管理 （法第11条第2項）

（3）容器の遵守状況の点検 （法第11条第4項）

4. 運搬、廃棄について

（1）運搬についての技術上の基準への適合状況の点検
（法第11条第3項、第16条第1項、令第40条の2～7）

（2）廃棄についての技術上の基準への適合状況の点検
（法第15条の2、令第40条）

5. 事故時の措置について

（1）事故時の応急措置に必要な設備器材等の配備、点検及び管理

（2）当該製造所等と周辺事務所等との間の事故処理体制及び事故時の応急措置の連絡

（3）事故時の保健所等への届出及び事故の拡大防止のための応急措置の実施

（4）事故の原因調査及び事故の再発防止のための措置の実施

6. その他

（1）毒物劇物の取扱い及び事故時の応急措置方法等に関する従業員の教育及び訓練

（2）業務日誌の作成

（3）その他保健衛生上の危害防止策

別紙 2

【毒物及び劇物譲受書の例示】

(№)

毒 物 及 び 劇 物 譲 受 書		
毒物又は劇物	名 称	
	数 量	
販売又は授与の 年 月 日		
譲 受 人 (法人にあってはその名称及び 主たる事務所の所在地)	氏 名	印 (年 令 才)
	職 業	
	住 所	
備 考		

【確認帳簿の例示】

毒 物 劇 物 交 付 台 帳

譲受書 番号	交付の 年月日	交付した毒物 劇物の名称	交付を受けた 者の氏名	交付を受けた 者の住所	確認手段 (○で囲む)	交付を受けた者の 譲受人との関係	使用 目的	使用 場所	使用予定 年月日
					身分証明書・運転 免許証・国民健康 保険被保険者証・ その他()	本人でない場合の 確認手段 ()			
					身分証明書・運転 免許証・国民健康 保険被保険者証・ その他()	本人でない場合の 確認手段 ()			
					身分証明書・運転 免許証・国民健康 保険被保険者証・ その他()	本人でない場合の 確認手段 ()			

別紙3

毒物劇物販売業自己点検表

(No. 1)

点検年月日	年 月 日	点 検 者	
チ エ ッ ク 項 目			チェック欄
1 毒物劇物を販売する場合の注意点			
(1) 登録関係			
ア 登録の期限を過ぎていないか。			
イ 農薬用品目販売業又は特定品目販売業にあつては制限品目以外の品目は扱っていないか。			
ウ 登録票は店舗の見やすい場所に掲示しているか。			
エ 必要な届出をしているか。			
(2) 譲渡手続き			
ア 毒物劇物営業者以外の一般の者へ毒物劇物を販売する場合、譲受人の押印のある譲受書を受け取り、これを保存する等の手続きを行っているか。			
イ 毒物劇物を交付する場合、18歳以上の者で、かつ安全な取り扱いができる相手にのみ交付しているか。			
(3) 毒物劇物の容器、被包への表示等			
ア 毒物劇物の容器、被包への表示は、毒物劇物であることを明確に示す表示となっているか(医薬用外毒物、医薬用外劇物の表示等)。			
イ 飲食物容器として通常使用されるものを、毒物劇物の容器としてしようしていないか。			
(4) 情報提供			
毒物劇物の性状及び取り扱いに関する情報提供をしているか。			
(5) 家庭用劇物以外の毒物劇物について一般消費者への販売を自粛しているか。			
2 毒物劇物を貯蔵・保管等する場合の注意点 (オーダー取引は除く)			
(1) 盗難防止のための保管管理方法			
ア 毒物劇物は、敷地境界線から離れたところに保管されているか。			
イ 毒物劇物は、専用の設備に保管されているか。			
ウ 保管場所には「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示をしているか。			
エ 毒物劇物の保管場所は、目の行き届くところとなっているか。			
オ 保管庫に保管する場合は、施錠されているか。			
カ かぎの管理は徹底されているか。			

※チェック欄は、適正な状態であれば○印を、適正でない状態であれば×印を付けること。

チエック項目	チェック欄
(2) 盗難防止のための運搬方法	
ア トラックでの運搬方法は、容易に持ち去られないように厳重に管理されているか。	
イ 車両には、必要な表示がされているか。	
ウ 不審者等が近づかないように車から目を離していないか。	
(3) 紛失防止のための保管管理方法	
「管理簿」などを作成し、定期的に在庫量を確認しているか。	
(4) 漏えい、流出防止のための保管管理方法	
ア 毒物劇物を貯蔵する場所は、床をコンクリート製にする等、取り扱う毒物劇物の性質を踏まえた材質になっているか。	
イ 毒物劇物を貯蔵しているタンクなどの容器は、毒物劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出る恐れのないものであるか。	
(5) 盗難、紛失、漏えい、流出、侵出した場合の措置	
ア 盗難、紛失、漏えい、流出、侵出した場合の警察署等への通報体制が整備されているか（予め通報する責任者を設定しているか等）。	
イ 被害をくい止める措置とその準備を行っているか。	
3 毒物劇物を廃棄する場合の注意点（廃棄方法）（オーダー取引は除く）	
(1) 毒物劇物を廃棄する場合、毒物劇物でないものにしてから廃棄しているか（廃棄の方法について、技術上の基準に留意しているか）。	
(2) 産業廃棄物処理業者に委託する等適切な方法で処分しているか。	
4 自主安全管理に当たっての注意点（毒物劇物危害防止規定等）（オーダー取引は除く）	
(1) 「危害防止規定」「盗難等防止規定」を整備しているか。	
(2) 「危害防止規定」「盗難等防止規定」を遵守するとともに、見直しを行っているか。	
5 毒物劇物取扱責任者の業務等（オーダー取引は除く）	
(1) 取扱責任者を店舗に設置しているか。	
(2) 取扱責任者は、販売業者に適用があるすべての項目について適正に管理し、保健衛生上の危害の防止にあたっているか。	
6 その他	

※チェック欄は、適正な状態であれば○印を、適正でない状態であれば×印を付けること。